

第6期久留米市障害福祉計画・

第2期久留米市障害児福祉計画の策定について

1 障害福祉計画・障害児福祉計画について

(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画とは

- ① 市町村障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条、児童福祉法第33条の規定に基づき、市町村に策定が義務付けられている計画。
- ② 計画では、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、地域生活支援事業などの必要量の見込みやその確保のための方策を定める。
- ③ 策定に当たっては、厚生労働大臣が示す基本指針に即することとされている。
- ④ 計画は3年を1期とし、次期計画期間は令和3年度から令和5年度まで。

(2) 障害者計画との関係

- ① 本市では、平成29年度に第3期久留米市障害者計画を策定。
- ② 障害者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき市町村に策定が義務付けられており、市町村における障害者施策の基本方針に係る計画である。
- ③ 両者の関係は、障害者計画をマスタープランとすると、福祉計画はアクションプランとするような面を持っている。

「久留米市障害者福祉計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の期間」

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
久留米市 障害者計画 (第1期計画) 【H18-H25】		久留米市障害者計画 (第2期計画) 【H26-H29】				久留米市障害者計画 (第3期計画) 【H30-R5】					
久留米市障害福祉計画 (第3期計画) 【H24-H26】		久留米市障害福祉計画 (第4期計画) 【H27-H29】		久留米市障害福祉計画 (第5期計画) 久留米市障害児福祉計画 (第1期計画) 【H30-R2】			久留米市障害福祉計画 (第6期計画) 久留米市障害児福祉計画 (第2期計画) 【R3-R5】				

今年度策定予定

2 地域生活支援協議会 計画推進部会について

今年度が現計画の最終年度であり、令和3年度からの新たな計画（第6期久留米市障害福祉計画および第2期久留米市障害児福祉計画）について、障害者その他の関係者から構成される計画推進部会の意見を聞きとりながら、年度末策定に向けて協議を行う予定。

3 計画策定スケジュール（予定）

時期	内容
8～9月	<ul style="list-style-type: none">・ 障害福祉サービス事業所に対し実態調査・ 障害者福祉課へサービス量の実績収集、整理
10月	<ul style="list-style-type: none">・ 当事者団体へのアンケート・ 計画骨子の作成
11月	<ul style="list-style-type: none">・ 第1回計画推進部会開催・ 障害福祉サービス必要見込量の算出
12月	<ul style="list-style-type: none">・ 成果目標、活動指標（障害福祉サービス等）の作成・ 第2回計画推進部会開催・ 活動指標（地域生活支援事業）の作成・ 第3回計画推進部会開催
R3.1月	<ul style="list-style-type: none">・ 計画素案完成
	<ul style="list-style-type: none">・ 第4回計画推進部会開催
2月	<ul style="list-style-type: none">・ パブリックコメント
3月	<ul style="list-style-type: none">・ 第5回計画推進部会開催・ 計画完成